

令和2年4月23日

明日4月24日から新型コロナウイルス感染症対策に係る 経営支援金貸付及び生活資金貸付を開始します

新型コロナウイルス感染症の発生により業績の悪化等の影響を受ける中小企業者や、休業や失業等により、一時的又は継続的に収入の減少した世帯に対し、下記のとおり貸付を行います。

(1) 経営支援金貸付事業

新型コロナウイルス感染症の発生により業績の悪化等の影響を受ける中小企業者に対し、経営支援金の貸付を行います。

【貸付額】 30万円(無利子)

【対象事業者】 新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受け、本市からセーフティネット保証4号または危機関連保証の認定書を習志野市長から交付を受けた中小企業者

【受付期間】 令和2年4月24日～令和3年3月31日

(2) 生活資金貸付事業

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入の減少した世帯に対し、生活資金の貸付を行います。

【貸付額】 1世帯10万円(無利子)

【対象者】 本市に住所を有し、社会福祉法人習志野市社会福祉協議会に生活福祉資金の緊急小口資金又は総合支援資金のうち生活支援費の特別貸付の申請が受理された世帯

【受付期間】 令和2年4月24日～令和2年7月31日

問合せ先

習志野市生活支援及び経済対策実施本部

担当：根本 勇一(次長)

島本 博幸(次長)

電話 047-411-8305

047-411-8771